

四日市市告示第128号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和3年四日市市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

変更後	変更前
<p>第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、<u>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</u></p> <p>1 <u>一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。）</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法</u></p> <p>2 <u>非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分</u> <u>基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法</u></p>	<p>第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。